

学 則

郡山健康科学専門学校

目 次

第一章	総則	1
第二章	課程、学科、修業年限、総定員等、在学期間	1
第三章	学年、学期、年間授業日数及び休業日	2
第四章	入学等	2
第五章	休学、復学、編入学、退学、除籍等	3
第六章	教育課程等及び教職員	4
第七章	科目修得の認定、学習の評価、卒業の認定等	5
第八章	入学検定料、入学金、授業料等	7
第九章	賞罰	8
第十章	図書室	8
第十一章	雑則	8

郡山健康科学専門学校

学 則

第一章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法に従い、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法、社会福祉士及び介護福祉士法、児童福祉法施行令に基づき、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、介護福祉士、保育士として、必要な知識、技術及び態度を修得し、専門職としての誇りと自覚を持ち、地域社会、地域医療及び地域福祉に貢献し得る有能な人材を養成することを目的とする。又、附帯教育事業を設定し、地域社会に貢献し得る実践的技能を有する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、郡山健康科学専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は、福島県郡山市図景二丁目9番3号に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本校は、自己点検評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第二章 課程、学科、修業年限、総定員等、在学期間

(課程、学科、修業年限、総定員等)

第5条 本校には、医療専門課程理学療法学科、応用理学療法学科、作業療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科並びに教育・社会福祉専門課程介護福祉学科、こども未来学科を置く。

- 2 本校の課程、学科、修業年限、総定員、入学定員及び一学年の学級数は別表1のとおりとする。
- 3 入学時期は、4月期のみとする。

(在学期間)

第6条 本校に在学できる期間は、理学療法学科及び作業療法学科においては8年以内、応用理学療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科においては6年以内、

介護福祉学科及び子ども未来学科においては4年以内とする。

第三章 学年、学期、年間授業日数及び休業日

(学年及び学期並びに年間授業日数)

第7条 学年および学期は、原則として次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 学年 | 4月1日から3月31日 |
| (2) 第一学期(前期) | 4月1日から9月30日 |
| (3) 第二学期(後期) | 10月1日から3月31日 |
| (4) 年間授業日数 | 年間30週を原則とする。 |

(休業日)

第8条 本校の休業日は、原則として次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| (1) 日曜日 | |
| (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日 | |
| (3) 夏期休業 | 8月1日から9月30日まで |
| (4) 冬期休業 | 12月25日から1月7日まで |
| (5) 春期休業 | 2月15日から4月5日まで |
| (6) 創立記念日 | 3月1日 |
| (7) その他学校長が必要と認めた日等 | |

第四章 入学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、理学療法士作業療法士養成校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第3号)及び柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和47年文部省・厚生省令第2号)並びに社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)社会福祉主事養成機関等指定規則(平成12年厚生省令第53号)児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に該当し、且つ学校教育法施行規則第183条を満たす者でなければならない。但し、応用理学療法学科の入学資格については、上記の条件を満たすとともに、満22歳以上の社会人である者とする。

(出願手続)

第11条 本校に入学を志願する者は、指定の期日までに別表3に規定する入学検定料を

添え、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終の出身学校の卒業証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 高等学校調査書又は最終の出身学校の成績証明書
- (5) 写真

(入学者の選考)

第12条 入学試験は、学科試験、小論文、作文、面接等を行い、その結果を総合的に判定し、学校長が合否判定会議の議を経て合格者を決定する。

2 入学試験は、推薦入学試験、自己推薦入学試験、一般入学試験及び社会人特別入学試験を行う。

3 推薦入学試験及び自己推薦入学試験は、高等学校長の推薦を受けられる者若しくは自ら推薦できる者で、推薦書、高等学校調査書及び面接を行って総合的に判断する。但し、必要に応じて学科試験、小論文、作文等を行うことがある。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別表3に規定する学納金の納付とともに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 学生調査書
- (3) 住民票
- (4) その他必要とされる書類等

2 前項の誓約書で必要とする保証人については、原則として本人の父母とする。

3 学校長は、第1項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

第五章 休学、復学、編入学、退学、除籍等

(休学及び休学中の学納金)

第14条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、保証人と連署の休学願を提出し、教職員全体会議の議を経て、学校長の許可を受けなければならない。但し、次の

(1) の場合は、医師の診断書を併せて提出しなければならない。

(1) 病気のため引き続き2ヶ月以上修学不能のとき

(2) その他やむを得ない事由があるとき

2 休学が認められた場合は、別表3に規定する休学手続料を納入しなければならない。

3 休学期間は、1年以内とする。但し、学校長が必要と認めた場合は、更に1年を限度とし休学延長を認めることができる。

4 第一学期中に休学し、その休学期間が第二学期中に跨る場合は、既に納入された学納金は復学時に充当する。第二学期中に休学した場合は、学納金は返還しない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

- 6 学校長は、病気その他やむを得ない事由により修学することが適当でないと認める者については、休学を命ずることができる。

(復学)

第 15 条 休学中の者が復学を希望する場合は、保証人と連署の復学願を提出し、教職員全体会議の議を経て、学校長の許可を受けなければならない。また、病気により休学中の者は、医師の診断書を併せて提出しなければならない。

- 2 復学を希望する場合は、次学期開始 1 ヶ月前までに復学願を提出しなければならない。

(転学、転科及び編入学)

第 16 条 転学は、いかなる学科においてもこれを認めない。

- 2 転科は、理学療法学科、作業療法学科、応用理学療法学科内での転科もしくは、理学療法学科、作業療法学科、応用理学療法学科からメディカルスポーツ柔道整復学科へ転科する場合に限り認め、それに関する事項は別に定める。

- 3 編入学に関する事項は別に定める。

(退学及び退学時の学納金)

第 17 条 退学を希望する場合は、保証人と連署の退学願を提出し、教職員全体会議の議を経て、学校長の許可を受けなければならない。

- 2 第一学期中に退学した場合は、既に納入された学納金のうち第二学期分についてのみ返還する。第二学期中に退学した場合は、学納金は返還しない。

(出席停止)

第 18 条 学生が伝染病にかかり又はそのおそれのあるとき、その他必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(除籍)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教職員全体会議の議を経て学校長が除籍する。

- (1) 第 5 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 授業料等学納金の納入を怠り、督促を受けた後 30 日以内になお納入しない者
- (3) 死亡、又は 1 年以上行方の分からない者
- (4) その他、学校長が除籍相当に該当すると判断した者

第六章 教育課程等及び教職員

(教育課程等)

第 20 条 本校の教育課程、履修方法及び授業時数は、別表 2 のとおりとする。

- 2 第 1 条の目的達成のため、必要に応じて公開講座を設けることができる。

(始業及び終業)

第 21 条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

(教職員)

第 22 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1 名

- (2) 名誉学校長 必要に応じて置く
 - (3) 副学校長 必要に応じて置く
 - (4) 教員 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、柔道整復師学校養成施設指定規則、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則、社会福祉主事養成機関等指定規則、指定保育士養成施設指定基準に定めるところによる
 - (5) 助手 必要に応じて置く
 - (6) 事務職員 3名以上
 - (7) 校医 必要に応じて置く
 - (8) その他 学校長が必要と認めた職位
- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 3 学校運営については、運営会議、教職員全体会議を原則2週間ごとに1回、委員会会議、教員会議を原則週に1回実施し、協議する。また適宜、評議員会及び理事会を実施する。なお、これらの開催、運営、会議に関する事項は別に定める。

第七章 科目修得の認定、学習の評価、卒業の認定等

(科目の取得)

第23条 本校の学生は、理学療法学科及び作業療法学科は4年以上、応用理学療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科は3年以上、介護福祉学科及びこども未来学科は2年以上在学し、別表2に規定した科目を取得しなければならない。

(学業成績の判定)

第24条 学業成績は、定期試験（課題レポート等を含む）、学習態度、出席状況等を総合して判定する。

- 2 各授業科目につき、その授業実施数の3分の2以上出席しなければ、その授業科目の学業成績は判定しない。但し、各学科の実習については、その授業実施数の5分の4以上出席しなければ、その実習の学業成績は判定しない。
- 3 学業成績は、各授業科目のいずれも100点をもって満点とする。

(科目修得の認定)

第25条 学業成績は、60点以上を得た科目について修得を認定する。

- 2 医療専門課程の理学療法学科、作業療法学科、応用理学療法学科、メディカルスポーツ柔道整復学科においては、大学及び短期大学並びに医療系専門学校の既修得単位を、申請により所定の手続きを経て認定することができる。上限認定単位は別に定める。

(学業成績の評価)

第26条 試験の評価は、A、B、C及びDをもって表わし、Dを不合格とする。

- 2 前項学業成績評価の区分は、次のとおりとする。
 - A 80点以上
 - B 70点以上80点未満
 - C 60点以上70点未満

D 60点未満

(定期試験、追試験及び再試験)

第27条 定期試験は、原則として毎学年2回以上実施する。

- 2 やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 3 定期試験の成績が合格に達しなかった学生に対しては、再試験を行うことがある。
- 4 追試験及び再試験の場合には、所定の受験願に受験料を添えて提出しなければならない。
- 5 前項の試験に関して必要な事項は、別に定める。

(進級及び卒業の認定)

第28条 進級の認定は、学年に定める履修すべき単位を全て修得し、かつ、年間の学費等を全て納入した者で、進級判定会議の議を経て、学校長が進級を認定する。

- 2 卒業の認定は、理学療法学科及び作業療法学科は4年以上、応用理学療法学科及びメディカルスポーツ柔道整復学科は3年以上、介護福祉学科及びこども未来学科は2年以上在学し、第23条に規定する科目を履修し、次の表のとおり必要な単位を修得した者で、卒業判定会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。また、全学科において、卒業試験に合格することを卒業要件に付加する。

学 科	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計
理学療法学科	18 単位	33 単位	74 単位	125 単位
作業療法学科	18 単位	33 単位	74 単位	125 単位

学 科	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合 計
応用理学療法学科	14 単位	26 単位	55 単位	95 単位
メディカルスポーツ柔道整復学科	16 単位	41 単位	55 単位	112 単位

学 科	基礎科目	介護福祉士養成課程	合 計
介護福祉学科	3 単位	59 単位	62 単位

学 科	基礎教養科目	専門必修科目	専門選択必修科目	合 計
こども未来学科	10 単位	51 単位	18 単位	79 単位

- 3 1 単位あたりの時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実習は30時間から45時間、臨床実習は45時間とする。
- 4 学校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- 5 前項により、卒業を認定した者には、次の通り高度専門士、又は専門士の称号を授与する。
 - (1) 医療専門課程の理学療法学科及び作業療法学科において、卒業を認定した者には、高度専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
 - (2) 教育・社会福祉専門課程の介護福祉学科及びこども未来学科において、卒業

を認定した者には、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。
（3）医療専門課程のメディカルスポーツ柔道整復学科及び応用理学療法学科において、卒業を認定した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

（国家試験）

第29条 本校の理学療法学科及び応用理学療法学科を卒業した者は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。

2 本校の作業療法学科を卒業した者は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第12条第1項の規定に基づき作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

3 本校のメディカルスポーツ柔道整復学科を卒業した者は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項の規定に基づき、柔道整復師国家試験の受験資格が与えられる。

4 本校の介護福祉学科を卒業した者は、平成24年4月1日から施行された社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第1号の規定に基づき、介護福祉士国家試験受験資格が与えられる。

5 本校のこども未来学科を卒業した者は、昭和23年5月2日から施行された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の六第1項の規定に基づき、保育士資格が与えられる。

第八章 入学検定料、入学金、授業料等

（入学検定料）

第30条 本校に入学を志願する者は、別表3に規定する入学検定料を納入しなければならない。

（入学金）

第31条 本校に入学を許可された者は、別表3に規定する入学金を指定期日までに納入しなければならない。

（授業料等）

第32条 別表3に規定する授業料等は、指定期日までに納入しなければならない。

2 在籍中の学生の授業料は、出席の有無に関わらず所定の期日までに納入しなければならない。

3 特別の事由があると認められる者には、延納及び分納を認めることがある。

4 在籍中に授業料等の改定が行われた場合は、入学年度に定めていた額を適用する。

5 別表3に規定する入学検定料、入学金、授業料等の学納金の他に、個々人に帰属する個別経費を別途徴収する。この個別経費については、別に定める。

6 卒業年次に留年した場合の授業料等は、別表3に規定する。

7 この学則で定めた以外の学納金は、一切徴収しない。

(既納の学納金の取扱い)

第 33 条 いったん納入された入学検定料、入学金、授業料等の学納金のうち、入学前に納入された入学検定料、入学金を除く授業料等の学納金については、入学する前年度末までに申し出、所定の入学辞退届及び学納金返還願を提出した者に限り返還する。

(弁償)

第 34 条 学生は校具、教具、貸与された器具及び機械類を破損又は紛失したときは、相当代償をもって弁償しなければならない。

(学納金の滞納処分)

第 35 条 学生が学納金を正当な理由なしに滞納したときは、本人の授業への出席を停止し、保証人から徴収することがある。なお、督促を受けた後 30 日以内に納入しない者は除籍する。

第九章 賞罰

(表彰)

第 36 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、教員会議及び教職員全体会議の議を経て表彰することができる。

- (1) 学業、人物ともに優秀で他の模範となる者
- (2) 善行があつて他の学生の模範となる者

(懲戒)

第 37 条 学生が、その本分に反する行為又は本校の諸規定等に違反する行為があつたときは、教職員全体会議の議を経て、学校長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者については、除籍とすることができる。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 正当な理由なく、出席常でない者
 - (3) 本校の秩序を不当に乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 第一学期中に停学等の処分を受け、その期間が第二学期に跨る場合、既に納入された学納金は、諸事情を勘案し、第 14 条 4 項に準じる。

第十章 図書室

(図書室)

第 38 条 本校に図書室を置く。

- 2 図書室については、別に定める。

第十一章 雑則

(健康管理)

第 39 条 学生及び教職員の健康管理に関し、健康診断を毎年 1 回 6 月末日迄に、しかるべき医療機関においてこれを執り行う。

(学生寮)

第 40 条 学生寮は、希望する学生間において公平を欠かない方法により、入寮を認める。

(学生交流費)

第 41 条 学生交流費に関しては、別に定める。

(改廃)

第 42 条 この学則の改廃は、教職員全体会議及び評議員会の議を経て理事会の決議を必要とする。

(細則)

第 43 条 この学則の施行に関して必要な細則は別に定める。

附 則 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 19 条第 1 項の別表 2-3 については、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第 27 条 3 項の一については、平成 12 年 3 月 10 日から施行する。

第 31 条については、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

3 第 19 条第 1 項の別表 2-1 及び別表 2-2 については、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 14 年 3 月 31 日現在の在校生については、旧教育課程を適用する。

附 則 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 3 項の二については、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 7 条については、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 3 項については、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 4 項第 3 号については、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、柔道整復学科及び介護福祉学科の教育課程については、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 27 条第 4 項第 3 号については、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

また、平成 22 年 3 月 31 日までに介護福祉学科に入学した者については、第 4 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、作業療法学科、理学療法学科及び応用理学療法学科の教育課程については、平成23年度入学生から適用する。

- 附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
なお、介護福祉士の教育課程については、平成25年度入学生から適用する。
また、介護福祉士養成施設の卒業生に国家試験が実施されるまでの間、全国卒業時共通試験に合格することを卒業要件に付加する。
- 附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
なお、柔道整復学科の教育課程については、平成26年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
なお、メディカルスポーツ柔道整復学科の学科名称及び教育課程については、平成30年度入学生から適用する。
- 附 則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
なお、こども未来学科及び介護福祉学科の教育課程については、平成31年度入学生から適用する。

別表 1

本校の課程、学科、修業年限、総定員、入学定員及び一学年の学級数

課 程	学 科 名	修業年限	総定員	入 学 定 員	一学年 の 学級数	職業実践 専門課程	備 考
医療専門課程	理学療法学科	4 年	320	80	2学級	認定	昼 間
	作業療法学科	4 年	160	40	1学級	認定	昼 間
	応用理学療法学科	3 年	120	40	1学級		昼 間
	メディカルスポーツ 柔道整復学科	3 年	90	30	1学級		昼 間
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2 年	80	40	1学級	認定	昼 間
	こども未来学科	2 年	100	50	1学級	認定	昼 間
	合 計		870	280			

別表2-1

理 学 療 法 学 科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
科学的思考の基盤 人間と生活	14	哲学 (選択必修)	2		2	30	30			
		心理学 (選択必修)	2		2	30	30			
		法学	2		2	30	30			
		医療倫理	2		2	30	30			
		社会福祉学	2		2	30	30			
		統計学	2		2	30	30			
		物理学	2		2	30	30			
		化学	2		2	30	30			
		保健体育 ※	1	1	2	60	60			
		英会話 I	1		1	30	30			
		英会話 II	1		1	30		30		
計	14		17	1	18	330	300	30		

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年	
人体の構造と機能 及び心身の発達	12	骨・筋系解剖学	2		2	60	60				
		内臓系解剖学	1		1	30	30				
		神経系解剖学	1		1	30	30				
		解剖学実習 I		1	1	30	30				
		解剖学実習 II		1	1	30		30			
		神経系機能生理学	2		2	60	60				
		植物機能生理学	1		1	30	30				
		生理学実習		1	1	30	30				
		運動学 I ※	2	1	3	90	90				
		運動学 II ※	2	1	3	90			90		
		人間発達学	1		1	30			30		
小計	12		12	5	17	510	360	150			
疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	12	病理学	1		1	30		30			
		臨床心理学	1		1	30		30			
		内科学	2		2	60		60			
		整形外科	2		2	60		60			
		神経内科学	2		2	60		60			
		精神医学	1		1	30		30			
		小児科学概論	1		1	15		15			
		老年学	1		1	30		30			
		薬理学	1		1	30		30			
		作業療法概論	1		1	15				15	
		言語療法概論	1		1	15				15	
小計	12		14		14	375		345	30		
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2		1	1	30	30					
リハビリテーション概論	1		1	15	15						
小計	2		2		2	45	45				
計	26		28	5	33	930	405	495	30		

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年	
基礎理学療法学	6	基礎理学療法学 I	2		2	60	60				
		基礎理学療法学 II		1	1	30		30			
		理学療法研究法 ※	2	1	3	90				90	
		理学療法マネジメント論	1		1	30				30	
		理学療法学特論	1		1	30		30			
		理学療法演習 I		1	1	30			30		
		理学療法演習 II		1	1	30			30		
		理学療法演習 III		1	1	30				30	
		医療英会話	1		1	30				30	
		総合演習 ★		5	5	150					150
		医療入門	1		1	30		30			
		スポーツ理学療法学 (選択必修)	1		1	30				30	
		医療統計学 (選択必修)	1		1	30				30	
小計	6		9	10	19	570	120	90	90	270	
理学療法評価学	5	検査・測定演習 I ※	2	1	3	90		90			
		理学療法評価学 ※	1	1	2	60			60		
		リハビリテーション工学演習		1	1	30			30		
小計	5		3	3	6	180		90	90		
理学療法治療学	20	運動療法学	1		1	30		30			
		検査・測定演習 II ※	1	1	2	60			60		
		運動療法演習 ※	1	1	2	60		60			
		義肢・装具学	2		2	60		60			
		義肢装具学演習		1	1	30			30		
		日常生活技術論	2		2	60		60			
		物理療法学 ※	2	1	3	90			90		
		中枢系理学療法学 I	1		1	30		30			
		中枢系理学療法学 II ※	1	2	3	90			90		
		筋骨格系理学療法学 ※	1	2	3	90			90		
		老年期理学療法学	1		1	30			30		
小児発達系理学療法学	1		1	30			30				
呼吸・循環器系理学療法学 ※	1	1	2	60			60				
日常生活技術演習		2	2	60			60				
小計	20		15	11	26	780		240	540		
地域理学療法学	4	地域理学療法学	1		1	30			30		
		生活環境・機器論 ※	1	1	2	60	60				
		看護・介護概論	1		1	15	15				
		福祉住環境論	1		1	30		30			
小計	4		4	1	5	135	75	30	30		
臨床実習	18	実習オリエンテーション		1	1	45			45		
		評価実習		3	3	135			135		
		臨床実習		14	14	630				630	
小計	18		18	18	810			180	630		
計	53		31	43	74	2475	195	450	930	900	
総計	93		76	49	125	3735	900	975	960	900	

※は演習・実習を含む 注:(選択必修)科目は、内1科目を選択すること ★は卒業試験該当科目

別表2-2

作業療法学科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
科学的思考の基盤 人間と生活	14	哲学 (選択必修)	2		2	30	30			
		心理学 (選択必修)	2		2	30	30			
		法学	2		2	30	30			
		医療倫理	2		2	30	30			
		社会福祉学	2		2	30	30			
		統計学	2		2	30	30			
		物理学	2		2	30	30			
		化学	2		2	30	30			
		保健体育 ※	1	1	2	60	60			
		英会話 I	1		1	30	30			
		英会話 II	1		1	30			30	
計	14		17	1	18	330	300	30		

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
人体の構造と機能 及び心身の発達	12	骨・筋系解剖学	2		2	60	60			
		内臓系解剖学	1		1	30	30			
		神経系解剖学	1		1	30	30			
		解剖学実習 I		1	1	30	30			
		解剖学実習 II		1	1	30		30		
		神経機能生理学	2		2	60	60			
		植物機能生理学	1		1	30	30			
		生理学実習		1	1	30	30			
		運動学 I ※	2	1	3	90	90			
		運動学 II ※	2	1	3	90			90	
		人間発達学	1		1	30			30	
小計	12		12	5	17	510	360	150		
疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	12	病理学	1		1	30		30		
		臨床心理学	1		1	30		30		
		内科学	2		2	60		60		
		整形外科	2		2	60		60		
		神経内科学	2		2	60		60		
		精神医学	1		1	30		30		
		小児科学概論	1		1	15		15		
		老年学	1		1	30		30		
		薬理学	1		1	30		30		
		理学療法概論	1		1	15				15
		言語療法概論	1		1	15				15
小計	12		14		14	375		345	30	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	リハビリテーション医学	1		1	30	30			
		リハビリテーション医学概論	1		1	15	15			
小計	2		2		2	45	45			
計	26		28	5	33	930	405	495	30	

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年	4年
基礎作業療法学	6	基礎作業療法学 ※	1	1	2	60	60			
		作業療法研究法	1		1	30				30
		作業療法マネジメント概論	1		1	15				15
		応用作業療法学 ※	1	1	2	60		60		
		作業療法演習 I		1	1	30	30			
		作業療法概論	1		1	15	15			
		作業療法演習 II		1	1	30		30		
		医療英会話	1		1	30				30
		総合演習 ★		5	5	150				150
		レクリエーション (選択必修)	1		1	30				30
		障害者スポーツ (選択必修)	1		1	30				30
小計	6		7	9	16	450	105	90	60	195
作業療法評価学	5	作業療法評価・測定論 ※	2	1	3	90		90		
		臨床作業療法学 ※	1	1	2	60			60	
		リハビリテーション工学演習		1	1	30			30	
小計	5		3	3	6	180		90	90	
作業療法治療学	20	精神科作業療法評価学	2		2	30		30		
		精神科作業療法治療学 ※	2	1	3	60			60	
		義肢・装具学	2		2	30			30	
		日常生活技術論 ※	2	1	3	60		60		
		高次脳機能概論	1		1	15		15		
		老年期作業療法学	2		2	30			30	
		発達障害作業療法学 ※	2	1	3	60			60	
		中枢神経系作業療法学 ※	2	1	3	60			60	
		末梢神経系作業療法学	2		2	30			30	
		ハンドセラピー概論	1		1	15			15	
		日常生活技術演習 ※	2	1	3	60			60	
小計	20		20	5	25	450		105	345	
地域作業療法学	4	地域作業療法学	1		1	30			30	
		生活環境論	1		1	30	30			
		看護・介護概論	1		1	15	15			
		福祉住環境論	1		1	30			30	
小計	4		4		4	105	45		60	
臨床実習	18	見学実習		1	1	45		45		
		評価実習		6	6	270			270	
		臨床実習		16	16	720				720
小計	18		23	23	1035		45	270	720	
計	53		34	40	74	2220	150	330	825	915
総計	93		79	46	125	3480	855	855	855	915

※は演習・実習を含む 注:(選択必修)科目は、内1科目を選択すること ★は卒業試験該当科目

別表2-3

応用理学療法学科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
科学的思考の基盤 人間と生活	14	哲学	2		2	30	30		
		統計学	2		2	30	30		
		物理学	2		2	30	30		
		化学	2		2	30	30		
		保健体育		1	1	30	30		
		英会話	1		1	30	30		
		医学英語	1		1	30		30	
		医療統計学	1		1	30	30		
		医療倫理	2		2	30	30		
		計	14		13	1	14	270	240

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年		
人体の構造と機能 及び心身の発達	12	筋骨格系解剖学	1		1	30	30				
		内臓系解剖学	1		1	30	30				
		神経系解剖学	1		1	30	30				
		基礎解剖学実習		1	1	30	30				
		機能解剖学	1		1	30	30				
		運動機能生理学	1		1	30	30				
		神経機能生理学	1		1	30	30				
		植物機能生理学	1		1	30	30				
		生理学実習		1	1	30	30				
		運動学※	2	1	3	90	90				
		小計	12		9	3	12	360	360	0	0
		疾病と障害の 成り立ち及び 回復過程の促進	12	病理学概論	1		1	15	15		
医学概論	1				1	15	15				
内科学概論	1				1	15	15				
整形外科	2				2	30	30				
神経内科学	2				2	30	30				
老年学概論	1				1	15	15				
小児科学概論	1				1	15	15				
臨床心理・精神医学概論	2				2	30		30			
救急救命論(選択必修)	1				1	15		15			
薬理学概論(選択必修)	1				1	15		15			
小計	12		12	0	12	180	135	45	0		
保健医療福祉とリハ ビリテーションの理念	2		1	1	15	15					
			1	1	15	15					
小計	2		2	0	2	30	30	0	0		
計	26		23	3	26	570	525	45	0		

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
基礎理学療法学	6	基礎理学療法学	1		1	30	30		
		理学療法入門	1		1	30	30		
		理学療法基礎演習	1		1	30	30		
		理学療法研究法	1		1	30		30	
		理学療法応用演習	1		1	30		30	
		理学療法マネジメント論	1		1	30		30	
		総合演習	2		2	60			60
小計	6		8	0	8	240	90	90	60
理学療法評価学	5		1	1	2	60		60	
			1	1	2	60		60	
小計	5		3	2	5	150	30	120	0
理学療法治療学	20	運動療法学※	1	2	3	90		90	
		義肢・装具学	1		1	30		30	
		日常生活技術論※	1	2	3	90		90	
		理学療法統合と解釈※	1	1	2	60		60	
		物理療法学※	1	2	3	90		90	
		中枢系理学療法学Ⅰ	1		1	30	30		
		中枢系理学療法学Ⅱ※	1	1	2	60		60	
		筋骨格系理学療法学Ⅰ	1		1	30	30		
		筋骨格系理学療法学Ⅱ※	1	1	2	60		60	
		小児発達系理学療法学	1		1	30		30	
		循環呼吸器系理学療法学	1		1	30		30	
小計	20		11	9	20	600	60	540	0
地域理学療法学	4	地域保健・福祉概論	1		1	15		15	
		看護・介護概論	1		1	15		15	
		福祉住環境論	2		2	30		30	
小計	4		4	0	4	60	0	60	0
臨床実習	18	実習オリエンテーション		1	1	45			45
		評価実習		3	3	135			135
		臨床実習		14	14	630			630
小計	18		0	18	18	810	0	0	810
計	53		26	29	55	1860	180	810	870
総計	93		62	33	95	2700	945	885	870

※は演習・実習を含む

別表2-4

メディカルスポーツ柔道整復学科

1. 基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習	実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
科学的思考の基盤 人間と生活	14	人間発達学	2			2	30	30		
		栄養学	2			2	30	30		
		情報処理概論	2			2	30	30		
		医療倫理(追加)	2			2	30	30		
		運動の科学Ⅰ	2			2	30	30		
		運動の科学Ⅱ	2			2	30		30	
		保健体育			2	2	60	60		
		外国語	2			2	60	60		
計	14		14	0	2	16	300	270	30	0

2. 専門基礎分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習	実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
人体の構造と機能	15	解剖学Ⅰ	4			4	60	60		
		解剖学Ⅱ	2			2	30		30	
		解剖学実習			1	1	30		30	
		生体構造特論	1			1	30			30
		生体機能特論	1			1	30			30
		生理学Ⅰ(動物系)	2			2	30	30		
		生理学Ⅱ(植物系)	2			2	30	30		
		老年学Ⅰ(生理的特徴と変化)(追加)	2			2	30		30	
スポーツ生理学(追加)	2			2	30		30			
小計	15		16	0	1	17	300	120	120	60
疾病と傷害	11	整形外科学	2			2	30	30		
		運動学(追加)	2			2	30		30	
		一般臨床医学	2			2	30		30	
		病理学概論	2			2	30		30	
		外科学概論	2			2	30		30	
		リハビリテーション概論	2			2	30		30	
小計	11		12	0	0	12	180	30	150	0
柔道整復術の適応(追加)	2	柔道整復術の適応(追加)	2			2	60		60	
小計	2		2	0	0	2	60	0	60	0
保健医療福祉と 柔道整復の理念	8	医学史	1			1	15	15		
		柔道Ⅰ			1	1	45	45		
		柔道Ⅱ			1	1	30		30	
		柔道Ⅲ			1	1	30			30
		公衆衛生学	2			2	30		30	
		職業倫理(追加)	1			1	30		30	
		関係法規	2			2	30			30
小計	8		6	0	3	9	210	60	90	60
社会保障制度(追加)	1	社会保障制度(追加)	1			1	30		30	
小計	1		1	0	0	1	30	0	30	0
計	37		37	0	4	41	780	210	450	120

3. 専門分野

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習	実習	単位数計	時間数	1年	2年	3年
基礎柔道整復学	10	柔道整復学総論	3			3	90	90		
		包帯法	1		1	2	60	60		
		柔道整復特論Ⅰ	2			2	60	60		
		柔道整復特論Ⅱ	2			2	60		60	
		基礎柔道整復セミナー★	7			7	210			210
		小計	10		15	0	1	16	480	210
臨床柔道整復学	17	臨床柔道整復学Ⅰ(軟組損傷)	2			2	60	60		
		物理療法学(追加)	1			1	30	30		
		臨床柔道整復学Ⅱ(脱臼)	2			2	60		60	
		臨床柔道整復学Ⅲ(骨折上肢)	2			2	60		60	
		臨床柔道整復学Ⅳ(骨折下肢・体幹)	2			2	60		60	
		臨床柔道整復学セミナー★	7			7	210			210
		臨床的判断(画像理解)(追加)	1			1	30			30
小計	17		17	0	0	17	510	90	180	240
柔道整復実技	17	スポーツ予防学(追加)			1	1	30	30		
		保存療法(追加)			1	1	30	30		
		柔道整復実技Ⅰ(軟組損傷)			2	2	60	60		
		柔道整復実技Ⅱ(脱臼)			2	2	60		60	
		柔道整復実技Ⅲ(骨折上肢)			2	2	60		60	
		柔道整復実技Ⅳ(骨折下肢・体幹)			2	2	60		60	
		老年学Ⅱ(外傷予防)(追加)			1	1	30		30	
		柔道整復実技セミナー		7		7	210			210
		小計	17		0	7	11	18	540	120
臨床実習(追加)	4	臨床実習Ⅰ			1	1	45	45		
		臨床実習Ⅱ			1	1	45		45	
		臨床実習Ⅲ			2	2	90			90
小計	4		0	0	4	4	180	45	45	90
計	48		32	7	16	55	1710	465	495	750
合計	99		83	7	22	112	2790	945	975	870

★は卒業試験該当科目

別表2-5

介 護 福 祉 学 科

1. 基礎科目(必修)

教育内容	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年
基礎科目	-	学習スキル 体育		30 60		30 60	1 2	30 60	
計	-		0	90	0	90	3	90	0

2. 介護福祉士養成課程(必修)

領域	教育内容	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年	
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	介護福祉論	30			30	1	30		
			人間関係とコミュニケーション		30		30	1		30	
	社会の理解	社会の理解	生活と福祉Ⅰ	30			30	1	30		
			生活と福祉Ⅱ	30			30	1	30		
			社会保障論	30			30	1		30	
	選択		福祉社会学 社会参加とボランティア 英会話	30			30	1		30	
小計		120		30	30	30	1	30	30		
介護	介護の基本	180	介護論Ⅰ	30			30	1	30		
			介護論Ⅱ	30			30	1	30		
			対象理解		30			30	1	30	
			ポディーメカニクス		30			30	1	30	
			ケアマネジメント論		30			30	1	30	
			安全管理と感染防止		30			30	1	30	
	コミュニケーション技術		60			30	1	30			
	生活支援技術	300	介護基礎技術Ⅰ		60		60	2	60		
			介護基礎技術Ⅱ		30		30	1	30		
			看取りのケアとグリーフケア		30		30	1	30		
居住環境学				30		30	1	30			
家政学				30		30	1	30			
家政学演習				30		30	1	30			
介護過程	150	機能の維持及び回復		30		30	1	30			
		レクリエーション支援技術Ⅰ		30		30	1	30			
		レクリエーション支援技術Ⅱ		30		30	1	30			
		介護過程理論		30		30	1	30			
介護総合演習	120	介護福祉研究方法		30		30	1	30			
		運動機能障害者の介護過程		30		30	1	30			
		内部障害者の介護過程		30		30	1	30			
		視覚・聴覚障害者の介護過程		30		30	1	30			
介護実習	450	総合演習Ⅰ		30		30	1	30			
		総合演習Ⅱ		30		30	1	30			
		総合演習Ⅲ		30		30	1	30			
		総合演習Ⅳ		30		30	1	30			
小計		1260		60	750	450	1260	38	740	520	
医療的ケア	医療的ケア	50+α (実時間) 経管栄養	介護と医療的ケア	28	2		30	1	30		
			喀痰の吸引	24	6		30	1	30		
			経管栄養	26	4		30	1	30		
小計		50		78	12	0	90	3	0	90	

2. 介護福祉士養成課程(必修)

領域	教育内容	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	老年学	30			30	1	30	
			高齢者の介護		30		30	1	30	
	認知症の理解	60	認知症の理解	30			30	1	30	
			認知症の介護		30		30	1	30	
	障害の理解	60	障害の理解	30			30	1	30	
			障害者の心理		30		30	1	30	
こころとからだのしくみ	120	心理学	30			30	1	30		
		からだの構造と機能Ⅰ	30			30	1	30		
		からだの構造と機能Ⅱ	30			30	1	30		
		疾病論	30			30	1	30		
小計		300		240	60	0	300	10	150	150
計		1850		528	912	450	1890	59	1040	850

3. 社会福祉主専科目(選択)

社会福祉科目	指定時間数	科目名	講義	演習	実習	時間数	単位数計	1年	2年
法学	30	法学	30			30	1	30	
経済学	30	経済学	30			30	1	30	
児童福祉論	30	児童福祉論	30			30	1	30	
地域福祉論	30	地域福祉論	30			30	1		30
社会福祉援助技術演習	30	社会福祉援助技術演習		30		30	1		30
福祉事務所運営論	30	福祉事務所運営論	30			30	1		30
社会福祉施設経営論	60	社会福祉施設経営論	60			60	2		60
社会福祉現場実習	90	社会福祉現場実習			90	90	2		90
社会福祉現場実習指導	60	社会福祉現場実習指導		60		60	2		60
計	390		210	90	90	390	12	90	300
総計	2240		738	1092	540	2370	74	1220	1150

* 領域「医療的ケア」の50時間は実時間で指定されているため、本校授業時間90時間を充当する。

★卒業試験として、『学力評価試験』を科す。

別表2-6

こども未来学科

1. 基礎教養科目

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年
外国語、体育以外の科目	10	憲法	2		2	30	30	
		情報処理		2	2	60	60	
		ポケット・ゼミ		2	2	60	60	
外国語		英語		2	2	60	60	
体育		健康・スポーツ理論	1		1	15	15	
		健康・スポーツ実技		1	1	30	30	
計	10		3	7	10	255	255	0

2. 専門必修科目

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年
保育の本質・目的に関する科目	14	保育原理	2		2	30	30	
		教育原理	2		2	30	30	
		子ども家庭福祉	2		2	30	30	
		社会福祉	2		2	30	30	
		子ども家庭支援論	2		2	30		30
		社会的養護Ⅰ	2		2	30	30	
		保育者論	2		2	30		30
		小計	14		14	0	14	210
保育の対象の理解に関する科目	9	保育の心理学	2		2	30	30	
		子ども家庭支援の心理学	2		2	30		30
		子どもの理解と援助		1	1	30	30	
		子どもの保健	2		2	30	30	
子どもの食と栄養		2	2	60		60		
小計	9		6	3	9	180	90	90
保育の内容・方法に関する科目	20	保育の計画と評価	2		2	30	30	
		保育内容総論Ⅰ		1	1	30	30	
		健康指導法		1	1	30	30	
		人間関係指導法		1	1	30	30	
		環境指導法		1	1	30	30	
		言葉指導法		1	1	30		30
		表現指導法		1	1	30		30
		子どもの生活と遊び(表現と運動)Ⅰ		1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(音楽とリズム)Ⅰ		1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(感性と創造)		1	1	30	30	
		子どもの生活と遊び(言葉と児童文化財)		1	1	30	30	
		乳児保育Ⅰ	2		2	30	30	
		乳児保育Ⅱ		1	1	30	30	
		子どもの健康と安全		1	1	30		30
		障害児保育	2		2	60		60
		社会的養護Ⅱ		1	1	30		30
子育て支援		1	1	30		30		
小計	20		4	16	20	540	330	210

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年
保育実習	6	保育実習Ⅰ		4	4	160		160
		保育実習指導Ⅰ		2	2	60	60	
小計	6		0	6	6	220	60	160
総合演習	2	保育実践演習★		2	2	60		60
小計	2		0	2	2	60	0	60
計	51		24	27	51	1210	630	580

3. 専門選択必修科目

教育内容	指定単位数	科目名	講義	演習・実習	単位数計	時間数	1年	2年
保育の本質・目的に関する科目	15	医療保育総論	2		2	30		30
		多職種連携総論	2		2	30		30
		発達障害児の理解と対応	2		2	30		30
保育の対象の理解に関する科目		居住環境学	2		2	30		30
		感覚統合入門		1	1	30		30
		在宅保育	2		2	30		30
		子どもの生活と遊び(表現と運動)Ⅱ		1	1	30		30
		子どもの生活と遊び(音楽とリズム)Ⅱ		1	1	30		30
		子どもの生活と遊び(音楽とリズム)Ⅲ		1	1	30		30
		入門臨床美術		1	1	30		30
		小計	15		10	5	15	300
保育実習 ※保育実習ⅡかⅢのいずれかを履修	3	保育実習Ⅱ		2	2	80		80
		保育実習指導Ⅱ		1	1	30		30
		保育実習Ⅲ		2	2	80		80
		保育実習指導Ⅲ		1	1	30		30
小計	3		0	3	3	110	0	110
計	18		10	8	18	410	0	410
総計	79		37	42	79	1875	885	990

★は卒業試験該当科目

別表3

本校の入学検定料、入学金、授業料等

※平成27年度入学生より

(単位:円)

学科名	入学検定料	入学金	授業料 (年間)	実験実習費 (年間)	施設設備費 (年間)	休学手続料
理学療法学科	25,000	200,000	900,000	450,000	330,000	21,000
作業療法学科	25,000	200,000	900,000	450,000	330,000	21,000
メディカルスポーツ 柔道整復学科	25,000	150,000	700,000	350,000	180,000	21,000
介護福祉学科	25,000	100,000	450,000	200,000	150,000	21,000
こども未来学科	25,000	100,000	450,000	200,000	150,000	21,000

※平成26年度入学生まで

(単位:円)

学科名	入学検定料	入学金	授業料 (年間)	施設設備費 (年間)	実験実習費 (年間)	休学手続料
応用理学療法学科	25,000	150,000	800,000	330,000	400,000	21,000

※卒業年次に留年した場合の授業料等について

(単位:円)

学科名	右記1の者	右記2の者
	授業料の2分の1を徴収する	授業料の4分の1を徴収する
理学療法学科	450,000	225,000
作業療法学科	450,000	225,000
メディカルスポーツ 柔道整復学科	350,000	175,000
介護福祉学科	225,000	112,500
こども未来学科	225,000	112,500

以下の条件を満たし、卒業年次に留年した学生は、授業料の一部を徴収し、その他(実験実習費、施設設備費)について、免除する。

1. 臨床実習等の学外実習の判定結果が不合格であった者、及び学外実習を途中で終了となり、成績判定を受けられず卒業年次に留年となった者。
(1.の学外実習は、最終の実習とする。前後期の場合は後期、I II III期の場合はIII期とする。
2. 卒業の認定をされず、卒業年次に留年となった者。
3. 上記1. 2について、1回に限り、この免除を適用する。